

沖縄県における ICT の活用の推進に関する実施要領

第1 ICT の全面的な活用を推進する工種

これまでの情報化施工や技術の普及状況を踏まえ、以下の工種について「ICT の活用」（以下、「ICT 活用」という）の推進を図るものとする。

1-1 ICT 活用を推進する工種

工事工種体系ツリーにおける下記工種（レベル2）とする。

- ・河川土工、海岸土工、砂防土工（作業土工（床堀）、地盤改良工）
- ・道路土工（作業土工（床堀）、地盤改良工）、排水構造物工、水路工、
- ・舗装工
- ・付帯道路工
- ・浚渫工（バックホウ浚渫船）
- ・法面工
- ・付帯構造物設置工
- ・道路修繕工
- ・橋台工、RC 橋脚工
- ・擁壁工
- ・矢板工（レベル3）、既製杭工（レベル3）、場所打杭工（レベル3）
- ・橋梁架設工、床版工
- ・コンクリート堰堤工

1-2 BIM/CIM 活用を推進する工種

令和7年7月1日、沖縄県 土木業務・工事における BIM/CIM 適用に関する実施方針による。

第2 実施体制

ICT 活用の推進にあたっては、各出先事務所が一体となって取り組む体制を整備し、技術・建設業課が ICT 活用に係る各技術に関する実施要領、積算方法など必要な事項について事務所へ周知するとともに、ICT 活用が円滑に進むよう対応するものとする。

第3 ICT 活用の推進を図るための措置

3-1 ICT を活用した測量業務等

令和3年4月1日、沖縄県 UAV 等を用いた公共測量 試行要領による。

3-2 ICT を活用した設計業務等

令和7年7月1日、沖縄県 BIM/CIM 適用業務実施要領による。

3-3 ICT を活用した工事等

3-3-1 ICT 活用工事の実施

ICT 活用工事とは、以下に示す ICT 活用における施工プロセスの各段階において ICT を全面

的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

【発注方式】

(1) ICT 活用工事（発注者指定型）

【対象工事：ICT（土工）、ICT（舗装工）】

発注者の指定により ICT 活用工事を実施する場合に適用する。

対象工事規模等は、別途定める実施要領による。

(2) ICT 活用工事（施工者希望型）

【対象工事：ICT（土工）、ICT（舗装工）、ICT（河川浚渫）、ICT（法面工）、ICT（地盤改良工）、ICT（舗装工（修繕工））、ICT 構造物工（橋脚・橋台）、ICT（擁壁工）、ICT（基礎工）、ICT（構造物工（橋梁上部））、ICT（コンクリート堰堤工）】

受注者と発注者の協議により ICT 活用工事を実施する場合に適用する。

対象工事規模等は、別途定める実施要領による。

ICT 活用工事（施工者希望型）については、上記 3-3-1【施工プロセスの各段階】①～⑤のうち、下記【選択できるプロセス】を受注者の希望により実施を選択できるものとする。

【選択できるプロセス】

ICT 舗装工（修繕工）：①、③、④

ICT 土工、ICT 舗装工：①、③

ICT 河川浚渫：①、③

ICT 法面工：①、②

ICT 地盤改良工：①

ICT 構造物工（橋脚・橋台）：①

ICT 擁壁工：①

ICT 基礎工：①

ICT コンクリート堰堤工：①

下記【ICT 必須プロセス】を必須として実施した工事を「ICT 活用工事」とする。

【ICT 必須プロセス】

ICT 舗装工（修繕工）：②、⑤

ICT 土工、ICT 舗装工：②、④、⑤

ICT 河川浚渫：②、④、⑤

ICT 法面工：④、⑤

ICT 地盤改良工：②～⑤

ICT 構造物工（橋脚・橋台）：②、④、⑤

ICT 擁壁工：②、④、⑤

ICT 基礎工：②、④、⑤

ICT 構造物工（橋梁上部）：②、④、⑤

ICT コンクリート堰堤工：②、④、⑤

(3) その他

ICT 活用工事として発注していない工事において、受注者からの提案があった場合で、受注者と発注者の協議のうえ ICT 活用工事として事後設定できるものとし、ICT 活用工事設定した後は、ICT 活用工事（施工者希望型）と同様の取り扱いとする。

【実施方法】

ICT 活用する場合は、各工種の ICT 活用実施要領により実施するものとする。

【証明書】

沖縄県において、ICT 活用工事として発注者の確認を得られた工事については、「ICT 活用証明書」を、工事成績評定通知日と同日付けで交付する（別記様式-28）。

当該証明書は、総合評価の評価基準等における ICT 活用工事の実績に関する証明資料とすることができる。

3-3-2 BIM/CIM 活用工事の実施

令和7年7月1日、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。

3-3-3 必要な経費の計上

ICT 活用工事を実施する場合、以下に応じて必要な経費を計上する。

(1) ICT 活用工事（発注者指定型）

【対象：ICT（土工）、ICT（舗装工）】

発注者の指定により ICT 活用工事を実施する場合、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等により必要な経費を計上する。

(2) ICT 活用工事（施工者希望型）

【対象工事：ICT（土工）、ICT（舗装工）、ICT（河川浚渫）、ICT（法面工）、ICT（地盤改良工）、ICT（舗装工（修繕工））、ICT（構造物工（橋脚・橋台））、ICT（擁壁工）、ICT（基礎工）、ICT（構造物工（橋梁上部））、ICT（コンクリート堰堤工）】

受注者と発注者の協議により ICT 活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、土木工事標準積算基準書及び国の定めた積算要領等により必要な経費を計上する。

(3) BIM/CIM 活用工事

令和7年7月1日、沖縄県 BIM/CIM 適用工事実施要領による。

3-3-4 3次元データの納品

ICT 活用工事を実施した場合、国の定めた3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）等により作成し、納品を行うものとする。

面管理を実施した場合には、ビューワー付き3次元データの納品を必須とする。

面管理を実施しない場合においても、3次元設計データ等を作成した場合には、納品を行うものとする。

3-3-5 工事成績評定における評価

ICT 活用工事を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫における【施工】「□ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」において評価するものとする。

3-4 点検支援技術（画像計測技術）等を活用したインフラの空間把握

上記について、現在、沖縄県では運用等行っていない。

今後、要領等の策定を行う予定。

第4 ICT 活用の推進のための当面の留意点

ICT 活用の推進にあたって、受注者が円滑に ICT 活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の要領等

ICT 活用施工を実施するにあたって、国の定めた要領等を参考に監督・検査を実施するものとする。

4-2 設計データの 3 次元化のための費用負担と 3 次元設計データの取り扱い

ICT 活用を実施するためには個々の技術に適合した 3 次元データが必要である。3 次元の設計ストックの準備ができるまでの当面の間は、2 次元の設計ストックを受注者が 3 次元に変換して活用する。この設計データの 3 次元化に係る費用は発注者が負担するものとする。

4-3 機械・機器調達に関する支援制度の周知

発注者が開催する講習会等を通じ、受注者が ICT 活用工事を実施するのに必要な機械・機器などを調達する場合に、活用できる税制優遇措置、補助金制度、低利融資制度の周知を積極的に実施する。

附則

1. 本要領は令和 7 年 7 月 1 日以降予算の執行伺いを決裁する業務・工事から適用する。

国土交通省HP

【ICT】

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

【BIM/CIM】

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000037.html

改定経緯

令和 2 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 9 月 1 日改定

令和 3 年 6 月 8 日改定（証明書交付日について追記）

令和 4 年 7 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

令和 6 年 7 月 16 日改定

令和 7 年 6 月 24 日改定